

沖繩振興特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令 新旧対照条文

- 沖繩振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）（第一条関係） | 1
- 沖繩振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）（第二条関係） | 23
- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第百五十五号）（第四条第一号関係） | 36
- 環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）（第四条第二号関係） | 37
- 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）（第四条第三号関係） | 38
- 住宅地債券令（昭和三十八年政令第百四十六号）（第五条関係） | 39
- 新住宅市街地開発法施行令（昭和三十八年政令第三百六十五号）（第六条関係） | 40
- 河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）（第七条関係） | 41
- 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百六十二号）（第八条関係） | 42
- 内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令（昭和四十七年政令第百八十三号）（第九条関係） | 43
- 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）（第十条関係） | 44
- 郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）（第十一条関係） | 45
- 内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）（第十二条関係） | 46
- 財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）（第十三条関係） | 48
- 防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）（第十四条関係） | 49
- 沖繩振興特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百三十六号）（附則第二項関係） | 51

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 産業の振興</p> <p>第一節 観光地形成促進地域の要件等（第六条―第八条）</p> <p>第二節 情報通信産業振興地域の要件等（第九条―第十二条の二）</p> <p>第三節 産業イノベーション促進地域の要件等（第十三条―第十四条）</p> <p>第四節 国際物流拠点産業集積地域における事業の認定の要件等（第十五条―第二十四条）</p> <p>第五節 経済金融活性化特別地区の要件等（第二十五条―第二十八条）</p> <p>（削る）</p> <p>第三章 沖縄失業者求職手帳の発給等（第二十九条・第三十条）</p> <p>第四章 沖縄の均衡ある発展</p> <p>第一節 北部地域の範囲（第三十一条）</p> <p>第二節 診療所の設置等に係る費用（第三十一条の二）</p> <p>第五章 国の負担又は補助の割合の特例等（第三十二条―第三十六条）</p> <p>第六章 雑則（第三十七条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 産業の振興</p> <p>第一節 観光地形成促進地域の要件等（第六条―第八条）</p> <p>第二節 情報通信産業振興地域の要件等（第九条―第十二条）</p> <p>第三節 産業高度化・事業革新促進地域の要件（第十三条）</p> <p>第四節 国際物流拠点産業集積地域における事業の認定の要件等（第十四条―第二十四条）</p> <p>第五節 経済金融活性化特別地区の要件等（第二十五条―第二十七条）</p> <p>第六節 中小企業等経営強化法の特例に係る特定業種（第二十八条）</p> <p>第三章 沖縄失業者求職手帳の発給等（第二十九条・第三十条）</p> <p>第四章 診療所の設置等に係る費用（第三十一条）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第五章 国の負担又は補助の割合の特例等（第三十二条―第三十六条）</p> <p>第六章 雑則（第三十七条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p>

(インターネット付随サービス業)

第一条の二 法第三条第六号の政令で定める事業活動は、ポータルサイト・サーバ運営業(情報通信産業に属する事業のうち、インターネットの利用者が容易に検索することができるように体系的に構成された情報の提供をインターネットを利用して行うもの(通信業及び情報サービス業に属するものを除く。))をいう。)、アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ(情報通信産業に属する事業のうち、コンテンツ(コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律(平成十六年法律第八十一号)第二条第一項に規定するコンテンツをいう。))の提供又は顧客のために情報の処理を行う役務の提供をインターネットを利用して行うもの(通信業及び情報サービス業に属するものを除く。))をいう。)、及びインターネット利用サポート業(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第二百二号)第二条第二項に規定する認証業務その他のインターネットの円滑な利用を支援する役務の提供を行う事業をいう。))に係る事業活動とする。

(特定情報通信事業)

第二条 法第三条第七号の政令で定める事業は、次のとおりとする。

一 (略)

(削る)

(削る)

二 移動端末設備(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第十二条の二第四項第二号に規定する移動端末設備をいう。))その他の電気通信設備(同法第二条第二号に規定する電

(インターネット付随サービス業)

第一条の二 法第三条第六号の政令で定める事業活動は、ポータルサイト・サーバ運営業(情報通信産業に属する事業のうち、インターネットの利用者が容易に検索することができるように体系的に構成された情報の提供をインターネットを利用して行うもの(通信業及び情報サービス業に属するものを除く。))をいう。)、アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ(情報通信産業に属する事業のうち、コンテンツ(コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律(平成十六年法律第八十一号)第二条第一項に規定するコンテンツをいう。))の提供又は顧客のために情報の処理を行う役務の提供をインターネットを利用して行うもの(通信業及び情報サービス業に属するものを除く。))をいう。)、及びインターネット利用サポート業(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第二百二号)第二条第二項に規定する認証業務その他のインターネットの円滑な利用を支援する役務の提供を行う事業をいう。))に係る事業活動とする。

(特定情報通信事業)

第二条 法第三条第七号の政令で定める事業は、次のとおりとする。

一 (略)

二 電気通信事業(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第四号に規定する電気通信事業をいう。次号において同じ。))のうち、インターネット接続サービスを行うもの

三 電気通信事業のうち、電気通信設備(電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。))を介して

四 移動端末設備(電気通信事業法第十二条の二第四項第二号に規定する移動端末設備をいう。))その他の電気通信設備に係るプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を

気通信設備をいう。以下この号及び第十一条第二項第四号へにおいて同じ。）に係るプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるとともに組み合わせられたものをいう。）の開発を行う企業等からの委託を受けて、当該プログラムがその実行により当該電気通信設備と他の電気通信設備とを接続する機能その他の予定する機能を発揮できるかどうかについての技術的な検証を行うことにより、当該企業等の行う当該プログラムの効率的な開発を支援する事業

三| ソフトウェア業（主務省令で定めるものに限る。）

四| 自己の電子計算機において顧客の情報を保管し、かつ、災害、事故その他の事情により当該顧客の電子計算機に保管された情報が滅失又は毀損した場合その他の当該情報の利用に支障が生じた場合において、自己の電子計算機に保管された当該顧客の情報を当該顧客に提供する事業

五| 入場及び出場が主務省令で定める方法により管理される場所に設置される電子計算機であつて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するために必要な措置その他の顧客の情報の漏えいを防止するために必要な措置が講じられているものにおいて顧客の情報の保管を行う事業

六| 情報を収集し、データベースに記録し、及び保存し、並びに当該データベースに記録された情報を顧客に提供する事業

七| 情報通信産業に属する事業のうち、顧客のために情報の処理を行う役務の提供をインターネットを利用して行うもの（通信業及び情報サービス業に属するものを除く。）

八| 事業者その他の電子計算機を利用する者によるサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保のための取組に関し、サイバーセキュリティに関する相談

得ることができるよう組み合わせられたものをいう。）の開発を行う企業等からの委託を受けて、当該プログラムがその実行により当該電気通信設備と他の電気通信設備とを接続する機能その他の予定する機能を発揮できるかどうかについての技術的な検証を行うことにより、当該企業等の行う当該プログラムの効率的な開発を支援する事業

（新設）

五| 自己の電子計算機において顧客の情報を保管し、かつ、災害、事故その他の事情により当該顧客の電子計算機に保管された情報が滅失又は毀損した場合その他の当該情報の利用に支障が生じた場合において、自己の電子計算機に保管された当該顧客の情報を当該顧客に提供する事業

六| 入場及び出場が主務省令で定める方法により管理される場所に設置される電子計算機であつて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するために必要な措置その他の顧客の情報の漏えいを防止するために必要な措置が講じられているものにおいて顧客の情報の保管を行う事業

（新設）

（新設）

（新設）

に<sup>レ</sup>応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、必要に<sup>レ</sup>応じその取組の実施の状況についての調査、分析及び評価を行い、その結果に基づき指導、助言及びサイバーセキュリティに関する保証を行うことその他事業者その他の電子計算機を利用する者のサイバーセキュリティの確保を支援する事業

(産業高度化・事業革新促進事業)

第四条 法第三条第十号に定める業種は、次のとおりとする。

一〇七 (略)

八 電気業(沖繩の事業者の製品の開発力の向上若しくは生産に関する技術の向上又は沖繩の特産物として相当程度認識されている農林水産物若しくは鉱工業品に由来するエネルギー源の利用の促進に寄与するものとして主務省令で定める施設又は設備を提出産業イノベーション促進計画(法第三十五条の二第一項に規定する提出産業イノベーション促進計画をいう。次号において同じ。)に定められた産業イノベーション促進地域(法第三十五条第二項第二号に規定する産業イノベーション促進地域をいう。以下同じ。)の区域内において設置して行うものに限る。)

九| ガス供給業(提出産業イノベーション促進計画に定められた産業イノベーション促進地域の区域内においてガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第四項第二号イに規定する液化ガス貯蔵設備(同条第九項に規定するガス製造事業の用に供するもの及びガスを供給する事業者から車両(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第一項に規定する道路運送車両をいう。))による移動以外の方法でガスを受け入れるものを除く。)に液化天然ガスを貯蔵し、当該液化ガス貯蔵設備から製造業その他の事業を行う者に対し、その需要に<sup>レ</sup>応じ天然ガスを供給するものに限る。)

十| 商品検査業

(産業高度化・事業革新促進事業)

第四条 法第三条第十号に定める業種は、次のとおりとする。

一〇七 (略)

八 電気業(沖繩の事業者の製品の開発力の向上若しくは生産に関する技術の向上又は沖繩の特産物として相当程度認識されている農林水産物若しくは鉱工業品に由来するエネルギー源の利用の促進に寄与するものとして主務省令で定める施設又は設備を法第三十五条第二項第二号に規定する産業高度化・事業革新促進地域の区域内において設置して行うものに限る。)

(新設)

九| 商品検査業

十一 計量証明業

十二 研究開発支援検査分析業

## 第二章 産業の振興

### 第一節 観光地形成促進地域の要件等

(観光地形成促進関連保証に係る保険料率)

第六条の二 法第七条の四第三項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間（中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。以下同じ。）一年につき、〇・四一パーセント（手形割引等特殊保証（同令第二条第一項に規定する手形割引等特殊保証をいう。以下同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同令第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下同じ。）の場合にあつては、〇・三五パーセント）とする。

(販売施設の要件)

第七条 法第八条第一項の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設（以下この条において「小売施設」という。）<sup>イ</sup>、飲食店業の業務を行う者の事業の用に供される施設（以下この条において「飲食施設」という。）<sup>ハ</sup>及びイからホまでに掲げる施設のうちいずれかの施設（第四号及び次条第一項第一号において「附帯施設」という。）<sup>ニ</sup>が一体的に設置される施設であること。

イ ホ (略)

二 四 (略)

### 第二節 情報通信産業振興地域の要件等

十一 計量証明業

十二 研究開発支援検査分析業

## 第二章 産業の振興

### 第一節 観光地形成促進地域の要件等

(新設)

(販売施設の要件等)

第七条 法第八条第一項の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設（以下この条において「小売施設」という。）<sup>イ</sup>、飲食店業の業務を行う者の事業の用に供される施設（以下この条において「飲食施設」という。）<sup>ハ</sup>及びイからホまでに掲げる施設のうちいずれかの施設（第四号及び次条第一号において「附帯施設」という。）<sup>ニ</sup>が一体的に設置される施設であること。

イ ホ (略)

二 四 (略)

### 第二節 情報通信産業振興地域の要件等

(情報通信産業特別地区の要件)

第十条 法第二十八条第二項第三号の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 その地区に特定情報通信事業が立地することが、沖縄における情報通信産業の集積を促進するため効果的であると認められ、かつ、特定情報通信事業が提供する製品又は役務に係る需要の動向に照らして適当なものであると認められること。

(特定情報通信事業の認定の要件等)

第十一条 (略)

2 法第三十条第一項の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 事業計画が適切であると認められること。

二 当該法人が合併により設立された法人である場合その他の主務省令で定める場合に該当するときにおいて、その設立の後、十年から主務省令で定める期間を減じた期間を経過していないこと。

三 提出情報通信産業振興計画(法第二十九条第一項に規定する提出情報通信産業振興計画をいう。以下この項において同じ。)

( )に定められた情報通信産業特別地区(法第二十八条第二項第三号に規定する情報通信産業特別地区をいう。以下この項において同じ。)の区域内においては、専ら特定情報通信事業を営むものであること。

四 当該法人の事業所であつて提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区の区域外にあるものにおいて、次に掲げる業務以外の業務を行わないものであること。

イ・ト (略)

五 当該法人の事業所であつて提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区の区域外にあるものにおいて業務

(情報通信産業特別地区の要件)

第十条 法第二十八条第二項第三号の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 その地区に特定情報通信事業が立地することが、沖縄における情報通信産業の集積を促進するため効果的であると認められ、かつ、特定情報通信事業が提供する役務に係る需要の動向に照らして適当なものであると認められること。

(事業認定の要件等)

第十一条 (略)

2 法第三十条第一項の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

(新設)

一 当該法人が合併により設立された法人である場合その他の主務省令で定める場合に該当するときにおいて、その設立の後、十年から主務省令で定める期間を減じた期間を経過していないこと。

二 提出情報通信産業振興計画(法第二十九条第一項に規定する提出情報通信産業振興計画をいう。以下この項において同じ。)

( )に定められた情報通信産業特別地区(法第二十八条第二項第三号に規定する情報通信産業特別地区をいう。以下この項において同じ。)の区域内においては、専ら特定情報通信事業を営むものであること。

三 当該法人の事業所であつて提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区の区域外にあるものにおいて、次に掲げる業務以外の業務を行わないものであること。

イ・ト (略)

四 当該法人の事業所であつて提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区の区域外にあるものにおいて業務

に従事する従業員の数が、当該法人の常時使用する従業員の数の十分の二に相当する数又は三人のいずれか多い数以下であること。

第十二条 法第三十条第一項の認定を受けようとする法人は、法人の名称、代表者の氏名及び本店又は主たる事務所その他の事業所の所在地その他の主務省令で定める事項を記載した申請書並びに主務省令で定める添付書類を沖縄県知事に提出しなければならない。

2 認定法人（法第三十条第二項に規定する認定法人をいう。次項において同じ。）は、認定特定情報通信事業（同条第二項に規定する認定特定情報通信事業をいう。）を開始し、又は休止し、若しくは廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめその旨を沖縄県知事に届け出なければならない。

3 認定法人は、本店若しくは主たる事務所の所在地に変更があったとき、その常時使用する従業員の数が五人に満たなくなったとき又は前条第二項第三号から第五号までに掲げる要件のいずれかに該当しなくなったときは、主務省令で定めるところにより、速やかにその旨を沖縄県知事に届け出なければならない。

（情報通信産業振興関連保証に係る保険料率）

第十二条の二 法第三十条の二第三項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間一年につき、〇・四一パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合にあっては、〇・三五パーセント）とする。

### 第三節 産業イノベーション促進地域の要件等

（産業イノベーション促進地域の要件）

に従事する従業員の数が、当該法人の常時使用する従業員の数の十分の二に相当する数又は三人のいずれか多い数以下であること。

第十二条 法第三十条第一項の認定（次項及び第三項において「事業認定」という。）を受けようとする法人は、法人の名称、代表者の氏名及び本店又は主たる事務所その他の事業所の所在地その他の主務省令で定める事項を記載した申請書並びに主務省令で定める添付書類を沖縄県知事に提出しなければならない。

2 事業認定を受けた法人は、当該事業認定に係る事業を開始し、又は休止し、若しくは廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめその旨を沖縄県知事に届け出なければならない。

3 事業認定を受けた法人は、本店若しくは主たる事務所の所在地に変更があったとき、その常時使用する従業員の数が五人に満たなくなったとき又は前条第二項第二号から第四号までに掲げる要件のいずれかに該当しなくなったときは、主務省令で定めるところにより、速やかにその旨を沖縄県知事に届け出なければならない。

（新設）

### 第三節 産業高度化・事業革新促進地域の要件

第十三条 法第三十五条第二項第二号の政令で定める要件は、第一号及び第二号に掲げる地域からなる地域又は第三号及び第四号に掲げる地域からなる地域であつて、経済的社会的条件からみて一体として産業高度化・事業革新促進事業の集積を図ることが相当と認められる地域であることとする。

一・二 (略)

三 次に掲げる要件に該当する地域

イ 沖繩の特産物として相当程度認識されている農林水産物若しくは鉱工業品が生産され、若しくは当該鉱工業品の生産に係る技術を活用した製品が製造されていること、又は環境への負荷の低減に資する再生可能エネルギーその他のエネルギーを利用する企業が立地していること。

ロ (略)

四 (略)

(削る)

(産業高度化・事業革新関連保証に係る保険料率)

第十四条 法第三十五条の五第三項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間一年につき、〇・四パーセント(手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合にあつては、〇・三五パーセント)とする。

第四節

国際物流拠点産業集積地域における事業の認定の要件等

(国際物流拠点産業集積地域における事業の認定を受けることができる者の要件等)

第十六条 法第四十三条第一項(同項第一号に掲げる事業に係るも

第十三条 法第三十五条第二項第二号の政令で定める要件は、第一号及び第二号に掲げる地域からなる地域又は第三号及び第四号に掲げる地域からなる地域であつて、経済的社会的条件からみて一体として産業高度化・事業革新促進事業の集積を図ることが相当と認められる地域であることとする。

一・二 (略)

三 次に掲げる要件に該当する地域

イ 沖繩の特産物として相当程度認識されている農林水産物若しくは鉱工業品が生産され、又は当該鉱工業品の生産に係る技術を活用した製品が製造されていること。

ロ (略)

四 (略)

第四節

国際物流拠点産業集積地域における事業の認定の要件等

第十四条 削除

(新設)

(国際物流拠点産業集積地域の区域内における事業の認定を受けることができる者の要件等)

第十六条 法第四十三条第一項(同項第一号に掲げる事業に係るも

のに限る。)の認定を受けることができる者は、関税法施行令第五十一条の十一に定める要件を満たす法人であつて、提出国際物流拠点産業集積計画(法第四十二条第一項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画をいう。以下同じ。)に定められた国際物流拠点産業集積地域(法第四十一条第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域をいう。以下同じ。)の区域内においてその所有し、又は管理する一団の土地及びその土地に存する建設物その他の施設の全部又は一部について関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十二条の八第一項に規定する総合保税地域の許可(以下単に「総合保税地域の許可」という。)を受けて前条に規定する施設の設置又は運営に係る事業を行おうとするもので、同法第六十二条の八第二項第五号及び第六号に掲げる基準に適合するものとする。

## 2 (略)

### (特定国際物流拠点事業の認定の要件等)

#### 第二十一条 (略)

2 法第四十四条第一項の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 事業計画が適切であると認められること。

二 当該法人が合併により設立された法人である場合その他の主務省令で定める場合に該当するときにおいて、その設立の後、十年から主務省令で定める期間を減じた期間を経過していないこと。

三 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内においては、専ら特定国際物流拠点事業を営むものであること。

四 第四条の二第五号に掲げる事業を営む法人にあつては、主として国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の販売を行うものであり、かつ、当該物資の円滑かつ効率的な取扱

のに限る。)の認定を受けることができる者は、関税法施行令第五十一条の十一に定める要件を満たす法人であつて、提出国際物流拠点産業集積計画(法第四十二条第一項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画をいう。以下同じ。)に定められた国際物流拠点産業集積地域(法第四十一条第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域をいう。以下同じ。)の区域内においてその所有し、又は管理する一団の土地及びその土地に存する建設物その他の施設の全部又は一部について関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十二条の八第一項に規定する総合保税地域の許可(以下単に「総合保税地域の許可」という。)を受けて前条に規定する施設の設置又は運営に係る事業を行おうとするもので、同法第六十二条の八第二項第五号及び第六号に掲げる基準に適合するものとする。

## 2 (略)

### (特別事業認定の要件等)

#### 第二十一条 (略)

2 法第四十四条第一項の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

(新設)

一 当該法人が合併により設立された法人である場合その他の主務省令で定める場合に該当するときにおいて、その設立の後、十年から主務省令で定める期間を減じた期間を経過していないこと。

二 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内においては、専ら特定国際物流拠点事業を営むものであること。

三 第四条の二第五号に掲げる事業を営む法人にあつては、主として国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の販売を行うものであり、かつ、当該物資の円滑かつ効率的な取扱

いに資するものとして主務省令で定める施設又は設備を有するものであること。

五| 第四条の二第六号に掲げる事業を営む法人にあつては、主として国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の修理を行うものであり、かつ、当該物資の円滑かつ効率的な取扱いに資するものとして主務省令で定める施設又は設備を有するものであること。

六| 当該法人の事業所であつて提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域外にあるものにおいて、次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める業務以外の業務を行わないものであること。

イ〜ハ (略)

七| 当該法人の事業所であつて提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域外にあるものにおいて業務に従事する従業員の数が、当該法人の常時使用する従業員の数の十分の二に相当する数又は五人のいずれか多い数以下であること。

第二十二条 法第四十四条第一項の認定を受けようとする法人は、法人の名称、代表者の氏名及び本店又は主たる事務所その他の事業所の所在地その他の主務省令で定める事項を記載した申請書並びに主務省令で定める添付書類を沖縄県知事に提出しなければならない。

2 認定法人(法第四十四条第二項に規定する認定法人をいう。次項において同じ。)は、認定特定国際物流拠点事業(同条第二項に規定する認定特定国際物流拠点事業をいう。)を開始し、又は休止し、若しくは廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめその旨を沖縄県知事に届け出なければならない。

3 認定法人は、本店若しくは主たる事務所の所在地に変更があつ

いに資するものとして主務省令で定める施設又は設備を有するものであること。

四| 第四条の二第六号に掲げる事業を営む法人にあつては、主として国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の修理を行うものであり、かつ、当該物資の円滑かつ効率的な取扱いに資するものとして主務省令で定める施設又は設備を有するものであること。

五| 当該法人の事業所であつて提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域外にあるものにおいて、次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める業務以外の業務を行わないものであること。

イ〜ハ (略)

六| 当該法人の事業所であつて提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域外にあるものにおいて業務に従事する従業員の数が、当該法人の常時使用する従業員の数の十分の二に相当する数又は五人のいずれか多い数以下であること。

第二十二条 法第四十四条第一項の認定(以下「特別事業認定」という。)を受けようとする法人は、法人の名称、代表者の氏名及び本店又は主たる事務所その他の事業所の所在地その他の主務省令で定める事項を記載した申請書並びに主務省令で定める添付書類を沖縄県知事に提出しなければならない。

2 特別事業認定を受けた法人は、当該特別事業認定に係る事業を開始し、又は休止し、若しくは廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめその旨を沖縄県知事に届け出なければならない。

3 特別事業認定を受けた法人は、本店若しくは主たる事務所の所

たとき、その常時使用する従業員の数が十五人に満たなくなったとき又は前条第二項第三号から第七号までに掲げる要件のいづれかに該当しなくなったときは、主務省令で定めるところにより、速やかにその旨を沖縄県知事に届け出なければならない。

(国際物流拠点産業集積関連保証に係る保険料率)

第二十三条 法第四十八条第三項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間一年につき、〇・四一パーセント(手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合にあつては、〇・三五パーセント)とする。

#### 第五節 経済金融活性化特別地区の要件等

(特定経済金融活性化事業の認定の要件等)

第二十六条 (略)

2 法第五十六条第一項の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 四 (略)

五 経済金融活性化特別地区の区域内においては、主として特定経済金融活性化事業(法第五十六条第一項に規定する特定経済金融活性化事業をいう。第七号及び次条第一項において同じ。)を営むものであること。

六 (略)

七 特定経済金融活性化事業以外の事業を主たる事業として営ま

在地に変更があつたとき、その常時使用する従業員の数が十五人に満たなくなったとき又は前条第二項第二号から第六号までに掲げる要件のいづれかに該当しなくなったときは、主務省令で定めるところにより、速やかにその旨を沖縄県知事に届け出なければならない。

(特別事業認定の失効)

第二十三条 特別事業認定は、提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内における事業認定が失効し、若しくは取り消されたとき又は第二十一条第二項第一号に掲げる要件に該当しなくなったときは、その効力を失う。

2 沖縄県知事は、前項の規定により特別事業認定の効力が失われたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

#### 第五節 経済金融活性化特別地区の要件等

(事業認定の要件等)

第二十六条 (略)

2 法第五十六条第一項の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 四 (略)

五 経済金融活性化特別地区の区域内においては、主として認定経済金融活性化計画(法第五十五条の三第一項に規定する認定経済金融活性化計画をいう。第七号及び次条第一項において同じ。)に定められた特定経済金融活性化産業(法第五十五条の二第二項第二号に規定する特定経済金融活性化産業をいう。第七号及び次条第一項において同じ。)に属する事業を営むものであること。

六 (略)

七 認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産

ないものであること。

八 (略)

第二十七条 法第五十六条第一項の認定を受けようとする法人は、法人の名称、代表者の氏名、本店又は主たる事務所その他の事業所の所在地及び特定経済金融活性化事業に係る施設の内容その他の内閣府令で定める事項を記載した申請書並びに内閣府令で定める添付書類を沖縄県知事に提出しなければならない。

2 認定法人(法第五十六条第二項に規定する認定法人をいう。次項において同じ。)は、認定特定経済金融活性化事業(同条第二項に規定する認定特定経済金融活性化事業をいう。)を開始し、又は休止し、若しくは廃止しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめその旨を沖縄県知事に届け出なければならない。

3 認定法人は、本店若しくは主たる事務所の所在地に変更があったとき、その常時使用する従業員の数が五人に満たなくなったとき又は前条第二項第三号若しくは第五号から第八号までに規定する要件のいずれかに該当しなくなったときは、内閣府令で定めるところにより、速やかにその旨を沖縄県知事に届け出なければならない。

(削る)

(経済金融活性化関連保証に係る保険料率)

第二十八条 法第五十六条の二第三項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間一年につき、〇・四一パーセント(手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合にあっては、〇・三五パ

業に属する事業以外の事業を主たる事業として営まないものであること。

八 (略)

第二十七条 法第五十六条第一項の認定(次項及び第三項において「事業認定」という。)を受けようとする法人は、法人の名称、代表者の氏名、本店又は主たる事務所その他の事業所の所在地及び認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業に係る施設の内容その他の内閣府令で定める事項を記載した申請書並びに内閣府令で定める添付書類を沖縄県知事に提出しなければならない。

2 事業認定を受けた法人は、当該事業認定に係る事業を開始し、又は休止し、若しくは廃止しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめその旨を沖縄県知事に届け出なければならない。

3 事業認定を受けた法人は、本店若しくは主たる事務所の所在地に変更があったとき、その常時使用する従業員の数が五人に満たなくなったとき又は前条第二項第三号若しくは第五号から第八号までに規定する要件のいずれかに該当しなくなったときは、内閣府令で定めるところにより、速やかにその旨を沖縄県知事に届け出なければならない。

第六節 中小企業等経営強化法の特例に係る特定業種

第二十八条 法第六十六条第一項で定める業種は、次のとおりとする。

- 一 鋼構造物工事業

ーセント)とする。

- 二 器具工事業
- 三 食品製造業
- 四 清涼飲料製造業
- 五 酒類製造業
- 六 飼料・有機質肥料製造業
- 七 織物業
- 八 染色整理業
- 九 織物製外衣・シャツ製造業
- 十 ニット製外衣・シャツ製造業
- 十一 木材・木製品製造業(造作材・合板・建築用組立材料製造業及び木製容器製造業を除く。)
- 十二 家具製造業
- 十三 紙製造業
- 十四 紙製品製造業
- 十五 紙製容器製造業
- 十六 出版業
- 十七 印刷業(謄写印刷業を除く。)
- 十八 製版業
- 十九 製本業
- 二十 印刷物加工業
- 二十一 印刷関連サービス業
- 二十二 塩製造業
- 二十三 化粧品・歯磨等化粧品調整品製造業
- 二十四 農薬製造業
- 二十五 プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業、プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業及び発泡・強化プラスチック製品製造業並びにその他のプラスチック製品製造業のうち主務大臣が指定するもの
- 二十六 ガラス・同製品製造業
- 二十七 セメント・同製品製造業

第三章 沖縄失業者求職手帳の発給等

二十八	建設用粘土製品製造業
二十九	陶磁器・同関連製品製造業
三十	骨材・石工品等製造業
三十一	建設用・建築用金属製品製造業
三十二	電子部品・デバイス製造業
三十三	船舶製造・修理業
三十四	舶用機関製造業
三十五	漆器製造業
三十六	一般乗用旅客自動車運送業
三十七	一般貸切旅客自動車運送業
三十八	道路貨物運送業
三十九	沿海海運業
四十	倉庫業
四十一	旅行業
四十二	こん包業
四十三	国内電気通信業
四十四	国際電気通信業
四十五	卸売業
四十六	旅館業（下宿営業を除く。）
四十七	自動車賃貸業
四十八	映画・ビデオ制作業
四十九	映画・ビデオ配給業
五十	映画・ビデオサービス業
五十一	有線放送業
五十二	ソフトウェア業
五十三	情報処理・提供サービス業
五十四	一般廃棄物処理業
五十五	産業廃棄物処理業

第三章 沖縄失業者求職手帳の発給等

(沖縄失業者求職手帳の発給等)

第二十九条 法第七十条第一項第一号に規定する政令で定める事由は、次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

一・二 (略)

第三十条 法第七十条第一項第一号に規定する政令で定める要件は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一・四 (略)

#### 第四章 沖縄の均衡ある発展

##### 第一節 北部地域の範囲

第三十一条 法第八十六条に規定する政令で定める地域は、沖縄県名護市、国頭郡国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町及び伊江村並びに島尻郡伊平屋村及び伊是名村の区域とする。

##### 第二節 診療所の設置等に係る費用

第三十一条の二 法第九十条第六項に規定する事業に係る費用は、沖縄県が支弁する費用の額から当該事業の実施に伴う収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める算定基準に従って算定した額とする。

#### 第五章 国の負担又は補助の割合の特例等

(国の負担又は補助の割合の特例等)

第三十二条 法第九十四条第一項に規定する政令で定める事業は、

(沖縄失業者求職手帳の発給等)

第二十九条 法第七十八条第一項第一号に規定する政令で定める事由は、次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

一・二 (略)

第三十条 法第七十八条第一項第一号に規定する政令で定める要件は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一・四 (略)

#### 第四章 診療所の設置等に係る費用

(新設)

(新設)

(新設)

第三十一条 法第八十九条第六項に規定する事業に係る費用は、沖縄県が支弁する費用の額から当該事業の実施に伴う収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める算定基準に従って算定した額とする。

#### 第五章 国の負担又は補助の割合の特例等

(国の負担又は補助の割合の特例等)

第三十二条 法第一百五十五条第一項に規定する政令で定める事業は、別

別表第一に掲げる事業とし、同項に規定する政令で定める割合は、当該事業につきそれぞれ同表に掲げる割合とする。この場合において、これらの事業のうち別表第二に掲げるもの（沖縄県が行うものを除く。）に要する経費に係る沖縄県の負担又は補助の割合は、それぞれ同表に掲げる割合とする。

2 法第九十四条第二項に規定する政令で定める事業は、別表第三に掲げる事業とし、同項に規定する政令で定める交付金は、当該事業につきそれぞれ同表に掲げる交付金とする。

3 法第九十四条第二項の規定により算定する交付金の額は、別表第三に掲げる事業に要する経費に対する通常の国の交付金の額に、当該経費について同条第一項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合として別表第一に掲げる割合を参酌して内閣府令で定めるところにより算定した額を加算する方法により算定するものとする。

4 法第九十四条第三項に規定する政令で定める事業は、別表第四に掲げる事業で、沖縄の地理的及び自然的特性その他の特殊事情により、沖縄において国の補助を受けて行う必要があると認められるものとする。

5 国は、沖縄における海岸保全施設の新設又は改良に関する工事に要する経費で法第九十四条第六項に規定するものについては、その十分の六を負担するものとする。

6 沖縄における農用地の保全又は利用上必要な施設の災害復旧で国が行うものにつき沖縄県に負担させる法第九十四条第八項の負担金の額は、土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第五十二条第一項第三号の規定にかかわらず、当該事業に要する費用の額（当該事業に要する費用の額に国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額が含まれる場合には、当該消費税及び地方消費税に相当する額を除くほか、当該事業につき土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十条第二項の省令で定める者がある場合において、その一部につき農林水産大

表第一に掲げる事業とし、同項に規定する政令で定める割合は、当該事業につきそれぞれ同表に掲げる割合とする。この場合において、これらの事業のうち別表第二に掲げるもの（沖縄県が行うものを除く。）に要する経費に係る沖縄県の負担又は補助の割合は、それぞれ同表に掲げる割合とする。

2 法第一百五十五条第二項に規定する政令で定める事業は、別表第三に掲げる事業とし、同項に規定する政令で定める交付金は、当該事業につきそれぞれ同表に掲げる交付金とする。

3 法第一百五十五条第二項の規定により算定する交付金の額は、別表第三に掲げる事業に要する経費に対する通常の国の交付金の額に、当該経費について同条第一項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合として別表第一に掲げる割合を参酌して内閣府令で定めるところにより算定した額を加算する方法により算定するものとする。

4 法第一百五十五条第三項に規定する政令で定める事業は、別表第四に掲げる事業で、沖縄の地理的及び自然的特性その他の特殊事情により、沖縄において国の補助を受けて行う必要があると認められるものとする。

5 国は、沖縄における海岸保全施設の新設又は改良に関する工事に要する経費で法第一百五十五条第六項に規定するものについては、その十分の六を負担するものとする。

6 沖縄における農用地の保全又は利用上必要な施設の災害復旧で国が行うものにつき沖縄県に負担させる法第一百五十五条第八項の負担金の額は、土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第五十二条第一項第三号の規定にかかわらず、当該事業に要する費用の額（当該事業に要する費用の額に国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額が含まれる場合には、当該消費税及び地方消費税に相当する額を除くほか、当該事業につき土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十条第二項の省令で定める者がある場合において、その一部につき農林水産大臣

臣が特に必要があると認めて指定したときは、その指定に係る者の受ける利益を限度として農林水産大臣が定める額（国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を除く。次項第二号において「農林水産大臣が定める額」という。）を除く。以下この項において同じ。）の百分の十に相当する額（当該事業に要する費用の額が、当該事業の施行に係る地域内にある土地につき同法第三条に規定する資格を有する者の数を十五万円に乗じて得た額を超える場合においては、当該資格を有する者の数を十五万円に乗じて得た額の百分の十に相当する額）とする。

7 法第九十四条第八項ただし書の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書の政令で定める額は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。

一・二（略）

（沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業等）  
第三十二条の二 法第九十五条第二項第一号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇八（略）

（県道又は市町村道に係る直轄工事）

第三十三条 国土交通大臣は、法第九十八条第一項の規定により県道又は市町村道の新設又は改築に関する工事を行おうとするときは、あらかじめ、当該県道又は市町村道の路線名、工事区間、工事の種類及び工事の開始の日を告示しなければならない。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、工事の開始の場合に準じてその旨を告示するものとする。

2 法第九十八条第三項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わって行う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項各号（第二号を除く。）に掲げるものとする。

が特に必要があると認めて指定したときは、その指定に係る者の受ける利益を限度として農林水産大臣が定める額（国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を除く。次項第二号において「農林水産大臣が定める額」という。）を除く。以下この項において同じ。）の百分の十に相当する額（当該事業に要する費用の額が、当該事業の施行に係る地域内にある土地につき同法第三条に規定する資格を有する者の数を十五万円に乗じて得た額を超える場合においては、当該資格を有する者の数を十五万円に乗じて得た額の百分の十に相当する額）とする。

7 法第五十条第八項ただし書の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書の政令で定める額は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。

一・二（略）

（沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業等）  
第三十二条の二 法第五十条の二第二項第一号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇八（略）

（県道又は市町村道に係る直轄工事）

第三十三条 国土交通大臣は、法第六十六条第一項の規定により県道又は市町村道の新設又は改築に関する工事を行おうとするときは、あらかじめ、当該県道又は市町村道の路線名、工事区間、工事の種類及び工事の開始の日を告示しなければならない。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、工事の開始の場合に準じてその旨を告示するものとする。

2 法第六十六条第三項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わって行う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項各号（第二号を除く。）に掲げるものとする。

3 (略)

4 国土交通大臣は、法第九十八条第三項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第二十四号、第三十二号又は第三十四号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

5 国土交通大臣は、法第九十八条第三項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第六条第五項各号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該道路管理者に通知しなければならない。

6 法第九十八条第一項の規定により国土交通大臣が行う道路の新設又は改築に要する費用については、国がその十分の九・五を、道路管理者がその十分の〇・五をそれぞれ負担する。

(二級河川に係る直轄工事等)

第三十四条 国土交通大臣は、法第九十九条第一項の規定により二級河川の改良工事、維持又は修繕（以下この条において「工事等」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該河川の名称、工事等の区間、工事等の種類及び工事等の開始の日を告示しなければならない。工事等の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、工事等の開始の場合に準じてその旨を告示するものとする。

2 国土交通大臣は、法第九十九条第七項の規定によりダムの管理を行おうとするときは、あらかじめ、当該ダムの位置及び名称並びに管理の開始の日を告示しなければならない。管理を終了しようとするときも、管理の開始の場合に準じてその旨を告示するものとする。

3 法第九十九条第三項の規定により国土交通大臣が沖縄県知事に代わって行う権限は、次に掲げるものとする。

一 (略)

3 (略)

4 国土交通大臣は、法第百六条第三項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第二十四号、第三十二号又は第三十四号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

5 国土交通大臣は、法第百六条第三項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第六条第五項各号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該道路管理者に通知しなければならない。

6 法第百六条第一項の規定により国土交通大臣が行う道路の新設又は改築に要する費用については、国がその十分の九・五を、道路管理者がその十分の〇・五をそれぞれ負担する。

(二級河川に係る直轄工事等)

第三十四条 国土交通大臣は、法第百七条第一項の規定により二級河川の改良工事、維持又は修繕（以下この条において「工事等」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該河川の名称、工事等の区間、工事等の種類及び工事等の開始の日を告示しなければならない。工事等の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、工事等の開始の場合に準じてその旨を告示するものとする。

2 国土交通大臣は、法第百七条第七項の規定によりダムの管理を行おうとするときは、あらかじめ、当該ダムの位置及び名称並びに管理の開始の日を告示しなければならない。管理を終了しようとするときも、管理の開始の場合に準じてその旨を告示するものとする。

3 法第百七条第三項の規定により国土交通大臣が沖縄県知事に代わって行う権限は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 法第九十九条第六項の規定により特定多目的ダム法（昭和三十三年法律第三十五号）が適用される多目的ダムに係る次に掲げる権限

イ〜ハ（略）

4〜6（略）

7 国土交通大臣は、法第九十九条第三項の規定により、沖縄県知事に代わって第三項第二号に掲げる権限のうち河川法第二十三条、第二十四条及び第二十五条の規定による許可、同法第二十三条の二の規定による登録並びに当該許可又は登録に係る同法第七十五条の規定による処分を行ったときは、遅滞なく、その旨を沖縄県知事に通知しなければならない。

8 法第九十九条第一項の規定により国土交通大臣が行う河川の改良工事、維持又は修繕に要する費用のうち、改良工事に要するものについては、国がその十分の九・五を、沖縄県がその十分の〇・五をそれぞれ負担し、維持又は修繕に要するものについては、国が負担する。

9 法第九十九条第七項の規定により国土交通大臣が管理するダムの管理に要する費用であつて、河川法第五十九条の規定により沖縄県が負担すべきもののうち、改築又は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業に要するものについては、国がその十分の九・五を、沖縄県がその十分の〇・五をそれぞれ負担し、その他の管理に要するものについては、国が負担する。

（港湾工事に係る負担の特例）

第三十五条 法第百条第一項の規定により国土交通大臣が行う港湾工事に要する費用のうち、水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設又は公共の用に供する港湾施設用地の建設又は改良に係るものについては、国がその十分の九・五を、港湾管理者がその十分の〇・五をそれぞれ負担する。

二 法第七十七条第六項の規定により特定多目的ダム法（昭和三十三年法律第三十五号）が適用される多目的ダムに係る次に掲げる権限

イ〜ハ（略）

4〜6（略）

7 国土交通大臣は、法第七十七条第三項の規定により、沖縄県知事に代わって第三項第二号に掲げる権限のうち河川法第二十三条、第二十四条及び第二十五条の規定による許可、同法第二十三条の二の規定による登録並びに当該許可又は登録に係る同法第七十五条の規定による処分を行ったときは、遅滞なく、その旨を沖縄県知事に通知しなければならない。

8 法第七十七条第一項の規定により国土交通大臣が行う河川の改良工事、維持又は修繕に要する費用のうち、改良工事に要するものについては、国がその十分の九・五を、沖縄県がその十分の〇・五をそれぞれ負担し、維持又は修繕に要するものについては、国が負担する。

9 法第七十七条第七項の規定により国土交通大臣が管理するダムの管理に要する費用であつて、河川法第五十九条の規定により沖縄県が負担すべきもののうち、改築又は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業に要するものについては、国がその十分の九・五を、沖縄県がその十分の〇・五をそれぞれ負担し、その他の管理に要するものについては、国が負担する。

（港湾工事に係る負担の特例）

第三十五条 法第百八条第一項の規定により国土交通大臣が行う港湾工事に要する費用のうち、水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設又は公共の用に供する港湾施設用地の建設又は改良に係るものについては、国がその十分の九・五を、港湾管理者がその十分の〇・五をそれぞれ負担する。

2 法第百条第一項の規定により国土交通大臣が行う港湾工事に要する費用のうち、港湾公害防止施設又は港湾環境整備施設の建設又は改良に係るものについては、国がその十分の六を、港湾管理者がその十分の四をそれぞれ負担し、廃棄物埋立護岸又は海洋性廃棄物処理施設の建設又は改良に係るものについては、国及び港湾管理者がそれぞれその十分の五を負担する。

## 第六章 雑則

### (主務大臣等)

第三十七条 第十七条、第十八条並びに第十九条第一項第三号及び第二項における主務大臣は、内閣総理大臣及び経済産業大臣とする。

2 この政令における主務省令は、次のとおりとする。

- 一 第二条第五号、第十一条第二項第二号及び第十二条における主務省令は、内閣府令・総務省令・経済産業省令
- 二 第四条第八号、第四条の二第七号、第十七条、第十八条、第二十一条第二項第二号、第四号及び第五号並びに第二十二条における主務省令は、内閣府令・経済産業省令

## 附則

### (多目的ダムに係る負担金に関する暫定措置)

第三条 法第九十九条第六項の規定により特定多目的ダム法が適用される多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水をかんがいの用に供する者は、当分の間、同法第十条第一項の負担金の徴収を受ける者の範囲から除かれるものとする。

### (特定の業務に係る経理)

第四条 沖繩振興開発金融公庫は、法附則第三条第一項に規定する法第六十八条各号の業務に係る経理については、沖繩振興開発金

2 法第百八条第一項の規定により国土交通大臣が行う港湾工事に要する費用のうち、港湾公害防止施設又は港湾環境整備施設の建設又は改良に係るものについては、国がその十分の六を、港湾管理者がその十分の四をそれぞれ負担し、廃棄物埋立護岸又は海洋性廃棄物処理施設の建設又は改良に係るものについては、国及び港湾管理者がそれぞれその十分の五を負担する。

## 第六章 雑則

### (主務大臣等)

第三十七条 第十七条、第十八条、第十九条第一項第三号及び第二項並びに第二十八条第二十五号における主務大臣は、内閣総理大臣及び経済産業大臣とする。

2 この政令における主務省令は、次のとおりとする。

- 一 第二条第六号、第十一条第二項第一号及び第十二条における主務省令は、内閣府令・総務省令・経済産業省令
- 二 第四条第八号、第四条の二第七号、第十七条、第十八条、第二十一条第二項第一号、第三号及び第四号並びに第二十二条における主務省令は、内閣府令・経済産業省令

## 附則

### (多目的ダムに係る負担金に関する暫定措置)

第三条 法第七十七条第六項の規定により特定多目的ダム法が適用される多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水をかんがいの用に供する者は、当分の間、同法第十条第一項の負担金の徴収を受ける者の範囲から除かれるものとする。

### (特定の業務に係る経理)

第四条 沖繩振興開発金融公庫は、法附則第四条第一項に規定する法第七十三条各号の業務に係る経理については、沖繩振興開発金

融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）附則第四条第一項に規定する特別勘定において、これを整理しなければならない。

（特定の業務の資金に充てる金額）

第五条 法附則第三条第二項に規定する政令で定める金額は、四十億円とする。

（特定の業務に係る資金の充当）

第六条 沖繩振興開発金融公庫は、法附則第三条第三項に規定する利益の一部を法第六十八号に掲げる業務の資金に充てるときは、あらかじめ内閣総理大臣及び財務大臣の承認を得た金額の範囲内で、沖繩振興開発金融公庫法施行令附則第四条第二項に規定する積立金の一部をもって、これに充てなければならない。

（国の貸付金の償還期間等）

第七条 法附則第四条第五項の政令で定める期間は、五年（二年の据置期間を含む。）とする。

2 前項の期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第六条第一項の規定による貸付けの決定（以下この項において「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る法附則第四条第一項から第四項までの規定による国の貸付金（以下この条において「国の貸付金」という。）の交付を完了した日（その日が当該貸付決定があった日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日）の翌日から起算する。

3・4 （略）

融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）附則第四条第一項に規定する特別勘定において、これを整理しなければならない。

（特定の業務の資金に充てる金額）

第五条 法附則第四条第二項に規定する政令で定める金額は、四十億円とする。

（特定の業務に係る資金の充当）

第六条 沖繩振興開発金融公庫は、法附則第四条第三項に規定する利益の一部を法第七十三号に掲げる業務の資金に充てるときは、あらかじめ内閣総理大臣及び財務大臣の承認を得た金額の範囲内で、沖繩振興開発金融公庫法施行令附則第四条第二項に規定する積立金の一部をもって、これに充てなければならない。

（国の貸付金の償還期間等）

第七条 法附則第五条第五項の政令で定める期間は、五年（二年の据置期間を含む。）とする。

2 前項の期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第六条第一項の規定による貸付けの決定（以下この項において「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る法附則第五条第一項から第四項までの規定による国の貸付金（以下この条において「国の貸付金」という。）の交付を完了した日（その日が当該貸付決定があった日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日）の翌日から起算する。

3・4 （略）

5 法附則第四条第十項に規定する政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。

(削る)

(削る)

5 法附則第五条第十項に規定する政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。

(平成二十二年度における沖繩の二級河川のダムに係る国及び沖繩県の負担割合の特例)

第十条 平成二十二年度における法第七十七条第七項の規定により国土交通大臣が管理するダムの管理に要する費用であつて、河川法第五十九条の規定により沖繩県が負担すべきものうち、第一号に掲げる設備の更新又は第二号に掲げる工事に要するものについては、第三十四条第九項の規定にかかわらず、国がその十分の九・五を、沖繩県がその十分の〇・五をそれぞれ負担する。

一 ダムに附属する設備又は水位、流量若しくは雨雪量の観測設備若しくはこれに関連する通報設備若しくは警報設備で、その機能の低下を放置するときは著しい被害を生ずるおそれがあるものの更新であつて、これに要する費用の額が五百万円以上のもの

二 崩落のおそれのあるダムの地山の保全のための工事であつて、これに要する費用の額が千万円以上のもの

(平成二十二年度における沖繩の道路に係る国の負担割合の特例)

第十一条 別表第一の五の項の規定の平成二十二年度における適用については、同項中「又は道路法」とあるのは、「道路法第十三条第一項に規定する指定区間内の一般国道の同法附則第二項の規定により読み替えて適用する同法第五十条第二項に規定する特定事業又は同法」とする。

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 業務（第一条―第六条）</p> <p>第二章 公庫債券等（第七条―第八条）</p> <p>第三章 雑則（第九条―第十一条）</p> <p>附則</p> <p>（住宅金融業務に係る貸付対象者及び貸付資金の範囲等）</p> <p>第一条の三 法第十九条第一項第三号ニに規定する政令で定める者は、第三号から第九号までに掲げる者とし、同項第三号に規定する政令で定める用途に充てるため必要な長期資金は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める資金とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第十九条第一項第三号ハに掲げる者 住宅（子どもを育成する家庭若しくは高齢者の家庭（単身の世帯を含む。次号において同じ。）に適した良好な居住性能及び居住環境を有する賃貸住宅又は賃貸の用に供する住宅部分が大部分を占める建築物を含む。以下この号において同じ。）の建設に必要な資金（住宅の建設に付随して新たに土地又は借地権の取得を必要とする場合には、当該資金に併せて貸し付ける場合における当該土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 業務（第一条―第六条）</p> <p>第二章 公庫債券等（第七条―第八条）</p> <p>第三章 雑則（第九条―第十二条）</p> <p>附則</p> <p>（住宅金融業務に係る貸付対象者及び貸付資金の範囲等）</p> <p>第一条の三 法第十九条第一項第三号ヘに規定する政令で定める者は、第三号の二から第十号までに掲げる者とし、同項第三号に規定する政令で定める用途に充てるため必要な長期資金は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める資金とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第十九条第一項第三号ハ又はニに掲げる者 次に掲げる資金</p> <p>イ 住宅（法第十九条第一項第三号ハに掲げる者については、子どもを育成する家庭若しくは高齢者の家庭（単身の世帯を含む。第四号において同じ。）に適した良好な居住性能及び居住環境を有する賃貸住宅又は賃貸の用に供する住宅部分が大部分を占める建築物を含む。以下このイにおいて同じ。）の建設に必要な資金（住宅の建設に付随して新たに土地又は借地権の取得を必要とする場合には、当該資金に併せて貸し付ける場合における当該土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。）</p> <p>ロ 住宅（ハに規定する住宅を除く。）の建設と併せて幼稚園等（法第十九条第二項第三号に規定する幼稚園等をいう。以</p>

(削る)

下同じ。)の建設を必要とする場合には、当該住宅の建設に必要な資金に併せて貸し付ける場合における当該幼稚園等の建設に必要な資金(幼稚園等の建設に付随して新たに土地又は借地権の取得を必要とする場合には、当該土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。)

ハ 主務省令で定める規模以上の一団地の住宅の建設と併せて関連利便施設(法第十九条第二項第三号の二に規定する関連利便施設をいう。以下同じ。)の建設又は関連公共施設(同項第三号の三に規定する関連公共施設をいう。以下同じ。)の整備を必要とする場合には、当該住宅の建設に必要な資金に併せて貸し付ける場合における当該関連利便施設の建設に必要な資金(関連利便施設の建設に付随して新たに土地又は借地権の取得を必要とする場合には、当該土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。)又は当該関連公共施設の整備に必要な資金(関連公共施設の整備に付随して新たに土地又は借地権の取得を必要とする場合には、当該土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。次号ロ、第十条の三第一項及び第十條の四第一項において同じ。)

三 法第十九条第一項第三号ホに掲げる者 住宅の用に供する土地若しくは借地権の取得及び土地の造成又は住宅の用に供する土地の造成に必要な資金並びに当該資金に併せて貸し付ける場合における次に掲げる資金

イ 当該土地の造成と併せて居住者の利便に供する施設の用に供する土地を造成することが適当であるときは、当該施設の用に供する土地若しくは借地権の取得及び土地の造成又はこれらの土地の造成に必要な資金

ロ 法第十九条第一項第三号ホに規定する事業が新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第百三十四号)による新住宅市街地開発事業(以下単に「新住宅市街地開発事業」という。)又はこれに準ずる主務省令で定める事業であるときは、当該

(削る)

- 三| 沖縄(沖縄県の区域をいう。以下同じ。)において住宅の改良(子どもを育成する家庭又は高齢者の家庭に適した良好な居住性能及び居住環境を有する賃貸住宅とすることを主たる目的とする人の居住の用その他その本来の用途に供したことがある建築物の改良を含む。)を行う者 その改良に必要な資金
- 四| 災害により、人の居住の用に供する家屋(主として人の居住の用に供する家屋を含む。)が滅失し、又は損傷した場合において、沖縄において当該滅失し若しくは損傷した家屋に代わるべき家屋又は当該損傷した家屋(以下「災害復興住宅」という。)の建設、購入又は補修を行う者 当該災害復興住宅の建設、購入若しくは補修又は当該災害復興住宅の補修に付随する当該災害復興住宅の移転、当該災害復興住宅の建設若しくは補修に付随する堆積土砂の排除その他の宅地の整備(以下この条において「整地」という。)若しくは当該災害復興住宅の建設若しくは購入に付随する土地若しくは借地権の取得に必要な資金
- 五| 次のイからホまでに掲げる場合において住宅部分を有する家

- 事業により建設される関連利便施設の建設に必要な資金又は当該事業により整備される関連公共施設の整備に必要な資金
- ハ| 法第十九条第一項第三号ホに規定する事業に係る土地と併せて一体的に造成することが当該事業の施行上必要やむを得ないと認められる土地を、委託を受けて造成するときは、当該土地の造成に必要な資金
- 三の二| 沖縄(沖縄県の区域をいう。以下同じ。)において土地区画整理事業(法第十九条第二項第三号の四に規定する土地区画整理事業をいう。以下同じ。)を施行する土地区画整理組合の組合員で当該土地区画整理組合から委託を受けて土地区画整理事業に係る土地の造成を行うもの(当該土地の造成を行うために必要な資力及び信用を有することその他の主務省令で定める基準に該当する者に限る。) 前号に掲げる資金に準ずる資金
- 四| 沖縄において住宅の改良(子どもを育成する家庭又は高齢者の家庭に適した良好な居住性能及び居住環境を有する賃貸住宅とすることを主たる目的とする人の居住の用その他その本来の用途に供したことがある建築物の改良を含む。)を行う者 その改良に必要な資金
- 五| 災害により、人の居住の用に供する家屋(主として人の居住の用に供する家屋を含む。)が滅失し、又は損傷した場合において、沖縄において当該滅失し若しくは損傷した家屋に代わるべき家屋又は当該損傷した家屋(以下「災害復興住宅」という。)の建設、購入又は補修を行う者 当該災害復興住宅の建設、購入若しくは補修又は当該災害復興住宅の補修に付随する当該災害復興住宅の移転、当該災害復興住宅の建設若しくは補修に付随する堆積土砂の排除その他の宅地の整備(以下この条において「整地」という。)若しくは当該災害復興住宅の建設若しくは購入に付随する土地若しくは借地権の取得に必要な資金
- 六| 次のイからホまでに掲げる場合において住宅部分を有する家

屋（以下この項において「住宅家屋」という。）の移転又は除却を行う者 沖繩において当該移転を行う住宅家屋若しくは当該除却を行う住宅家屋に代わるべき家屋（以下「地すべり等関連住宅」という。）の移転、購入若しくは建設又は当該地すべり等関連住宅の移転、購入若しくは建設に付随する土地若しくは借地権の取得に必要な資金

イゝホ（略）

六| 住宅家屋の用に供する土地について、次のイからハまでに掲げる法律の規定による勧告又は命令に基づき、沖繩において当該勧告又は命令に係る擁壁又は排水施設の設置又は改造その他の工事（以下「宅地防災工事」という。）を行う者 当該宅地防災工事に必要な資金

イゝハ（略）

七| 沖繩において、耐火建築物等（建築基準法第二条第九号の二イに掲げる基準に適合する建築物又は同条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当する建築物若しくはこれに準ずる耐火性能を有する構造の建築物として主務省令で定めるものをいう。）のうち、住宅市街地における土地の合理的かつ健全な利用に寄与するものとして主務省令で定めるもので、相当の住宅部分を有するもの（以下「合理的土地利用耐火建築物等」という。）を建設する者又は新たに建設された当該合理的土地利用耐火建築物等のうちまだ人の居住の用その他のその本来の用途に供したことの無いものを購入する者 その建設又は購入に必要な資金（当該合理的土地利用耐火建築物等を建設し、又は購入する者が当該合理的土地利用耐火建築物等の建設又は購入に付随して新たに土地又は借地権の取得を必要とする場合には、当該資金に併せて貸し付ける場合における当該土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。）

八| 沖繩において高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第五項に規定する登録事業を行う

屋（以下この項において「住宅家屋」という。）の移転又は除却を行う者 沖繩において当該移転を行う住宅家屋若しくは当該除却を行う住宅家屋に代わるべき家屋（以下「地すべり等関連住宅」という。）の移転、購入若しくは建設又は当該地すべり等関連住宅の移転、購入若しくは建設に付随する土地若しくは借地権の取得に必要な資金

イゝホ（略）

七| 住宅家屋の用に供する土地について、次のイからハまでに掲げる法律の規定による勧告又は命令に基づき、沖繩において当該勧告又は命令に係る擁壁又は排水施設の設置又は改造その他の工事（以下「宅地防災工事」という。）を行う者 当該宅地防災工事に必要な資金

イゝハ（略）

八| 沖繩において、耐火建築物等（建築基準法第二条第九号の二イに掲げる基準に適合する建築物又は同条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当する建築物若しくはこれに準ずる耐火性能を有する構造の建築物として主務省令で定めるものをいう。）のうち、住宅市街地における土地の合理的かつ健全な利用に寄与するものとして主務省令で定めるもので、相当の住宅部分を有するもの（以下「合理的土地利用耐火建築物等」という。）を建設する者又は新たに建設された当該合理的土地利用耐火建築物等のうちまだ人の居住の用その他のその本来の用途に供したことの無いものを購入する者 その建設又は購入に必要な資金（当該合理的土地利用耐火建築物等を建設し、又は購入する者が当該合理的土地利用耐火建築物等の建設又は購入に付随して新たに土地又は借地権の取得を必要とする場合には、当該資金に併せて貸し付ける場合における当該土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。）

九| 沖繩において高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第五項に規定する登録事業を行う

者 同項に規定する登録住宅（賃貸住宅であるものに限る。）に改良するための既存住宅の購入に必要な資金（当該既存住宅の購入に付随して新たに土地又は借地権の取得を必要とする場合には、当該資金に併せて貸し付ける場合における当該土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。）

九| 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和五十二年法律第四十号）第二条第一項に規定する位置境界不明地域内の各筆の土地で同法第十二条第四項の書面が作成されたものに所有者以外の者により住宅が設置されている場合において、新たに当該土地若しくは当該土地に係る借地権を取得しようとする当該土地に住宅を設置している者又は当該住宅を購入しようとする当該土地の所有者 当該土地若しくは当該土地に係る借地権の取得又は当該住宅の購入に必要な資金（当該住宅の購入に付随して新たに土地又は借地権の取得を必要とする場合には、当該資金に併せて貸し付ける場合における当該土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。）

2 法第十九条第一項第三号に規定する政令で定める業務は、次の業務とする。

一 住宅、災害復興住宅、地すべり等関連住宅又は合理的土地利用耐火建築物等の設計、工事及び維持補修、災害復興住宅の建設又は補修に付随する整地並びに宅地防災工事に関する指導

二 (略)

三 前二号の業務に関連して行う土地の取得及び譲渡並びに住宅の建設及び譲渡

四 貸付金の回収に関連して取得した動産、不動産又は所有権以外の財産権の管理（建設中若しくは改良中の住宅、災害復興住宅、地すべり等関連住宅若しくは合理的土地利用耐火建築物等

者 同項に規定する登録住宅（賃貸住宅であるものに限る。）に改良するための既存住宅の購入に必要な資金（当該既存住宅の購入に付随して新たに土地又は借地権の取得を必要とする場合には、当該資金に併せて貸し付ける場合における当該土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。）

十| 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和五十二年法律第四十号）第二条第一項に規定する位置境界不明地域内の各筆の土地で同法第十二条第四項の書面が作成されたものに所有者以外の者により住宅が設置されている場合において、新たに当該土地若しくは当該土地に係る借地権を取得しようとする当該土地に住宅を設置している者又は当該住宅を購入しようとする当該土地の所有者 当該土地若しくは当該土地に係る借地権の取得又は当該住宅の購入に必要な資金（当該住宅の購入に付随して新たに土地又は借地権の取得を必要とする場合には、当該資金に併せて貸し付ける場合における当該土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。）

2 法第十九条第一項第三号に規定する政令で定める業務は、次の業務とする。

一 住宅、幼稚園等、関連利便施設、災害復興住宅、地すべり等関連住宅又は合理的土地利用耐火建築物等の設計、工事及び維持補修、土地の造成、関連公共施設の整備及び維持補修、災害復興住宅の建設又は補修に付随する整地並びに宅地防災工事に関する指導

二 (略)

三 前二号の業務に関連して行う土地の取得、造成及び譲渡並びに住宅の建設及び譲渡

四 貸付金の回収に関連して取得した動産、不動産又は所有権以外の財産権の管理（建設中若しくは改良中の住宅、幼稚園等、関連利便施設、災害復興住宅、地すべり等関連住宅若しくは合

又は宅地防災工事中の土地についてこれらの円滑な処分を図るために必要やむを得ない範囲内で行う建設工事若しくは改良工事又は宅地防災工事を含む。)及び処分

(削る)

(農林漁業金融業務に係る貸付対象者及び貸付資金の範囲)  
第二条 法第十九条第一項第四号に規定する政令で定める者は、第二号から第十八号までに掲げる者とし、同項第四号に規定する政令で定める長期資金は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる資金とする。

一〜四 (略)

五 沖縄において、農畜水産物の卸売市場(当該卸売市場の区域

理的土地利用耐火建築物等又は造成中の土地、整備中の関連公共施設若しくは宅地防災工事中の土地についてこれらの円滑な処分を図るために必要やむを得ない範囲内で行う建設工事若しくは改良工事又は造成工事、整備工事若しくは宅地防災工事を含む。)及び処分

3|

法第十九条第二項第三号の二に規定する政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一| 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校及び義務教育学校(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)に規定する共同調理場を含む。)並びに幼稚園
  - 二| 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する社会福祉事業の用に供する施設
  - 三| 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)に規定する社会教育のための施設
  - 四| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)によるごみ処理施設
  - 五| 地方公共団体が設置する庁舎
  - 六| 店舗及び事務所(前号に該当するものを除く。)
  - 七| 食糧、医薬品その他災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫及び耐震性貯水槽
- 4| 法第十九条第二項第三号の三に規定する政令で定める施設は、道路、公園、緑地、水道、下水道、河川及び砂防設備とする。

(農林漁業金融業務に係る貸付対象者及び貸付資金の範囲)

第二条 法第十九条第一項第四号に規定する政令で定める者は、第二号から第十八号までに掲げる者とし、同項第四号に規定する政令で定める長期資金は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる資金とする。

一〜四 (略)

五 沖縄において、農畜水産物の卸売市場(当該卸売市場の区域

内に又はこれに隣接して設置され、主として当該卸売市場の取扱品目以外の農畜水産物の販売の業務の用に供される集团的な売場で、当該卸売市場の一部であると認めることを相当とするもの（以下この号において「付設集団売場」という。）を含む。）を開設する者（地方公共団体を除く。）、農畜水産物の卸売市場において卸売の業務を行う者（以下この号において「卸売業者」という。）若しくは仲卸しの業務（農畜水産物の卸売市場を開設する者が当該卸売市場内に設置する店舗において、当該卸売市場の卸売業者から卸売を受けた農畜水産物を仕分けし又は調製して販売する業務をいう。）を行う者（以下この号において「仲卸業者」という。）又はこれらの者が主たる構成員若しくは出資者となつて法人で当該卸売若しくは仲卸しの業務の改善を図るため当該構成員若しくは出資者たる卸売業者若しくは仲卸業者の業務の一部に相当する業務を行うもの（食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、当該卸売市場（付設集団売場を含む。）の施設又は当該卸売若しくは仲卸しの業務に必要な施設で農畜水産物の流通の合理化及び消費の安定的な拡大を図るため特に必要であると認められるもの）の改良、造成又は取得に必要なもの（中小企業者（法第十九条第二項第三号に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）に対するものであつてその償還期限が十年を超えるものに限る。）

内に又はこれに隣接して設置され、主として当該卸売市場の取扱品目以外の農畜水産物の販売の業務の用に供される集团的な売場で、当該卸売市場の一部であると認めることを相当とするもの（以下この号において「付設集団売場」という。）を含む。）を開設する者（地方公共団体を除く。）、農畜水産物の卸売市場において卸売の業務を行う者（以下この号において「卸売業者」という。）若しくは仲卸しの業務（農畜水産物の卸売市場を開設する者が当該卸売市場内に設置する店舗において、当該卸売市場の卸売業者から卸売を受けた農畜水産物を仕分けし又は調製して販売する業務をいう。）を行う者（以下この号において「仲卸業者」という。）又はこれらの者が主たる構成員若しくは出資者となつて法人で当該卸売若しくは仲卸しの業務の改善を図るため当該構成員若しくは出資者たる卸売業者若しくは仲卸業者の業務の一部に相当する業務を行うもの（食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、当該卸売市場（付設集団売場を含む。）の施設又は当該卸売若しくは仲卸しの業務に必要な施設で農畜水産物の流通の合理化及び消費の安定的な拡大を図るため特に必要であると認められるもの）の改良、造成又は取得に必要なもの（中小企業者（法第十九条第二項第四号に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）に対するものであつてその償還期限が十年を超えるものに限る。）

第三條 (医療金融業務に係る医療施設の範囲等)  
第三條 (略)

3 法第十九条第一項第六号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 沖繩において法第十九条第二項第四号に規定する指定訪問看

第三條 (医療金融業務に係る医療施設の範囲等)  
第三條 (略)

3 法第十九条第一項第六号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 沖繩において法第十九条第二項第四号の二に規定する指定訪

護事業（次号において単に「指定訪問看護事業」という。）を行  
う社会福祉法人

二（略）

（業務の委託）

第五条 法第二十条第一項に規定する政令で定める法人は、沖繩振興開発金融公庫（以下「公庫」という。）の業務を委託するに必要で、かつ、適切な組織及び能力を有する次に掲げる法人とする。

一 一四（略）

2 法第二十条第一項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる委託を受ける者の区分に応じ当該各号に掲げる業務とする。

一（略）

二 地方公共団体 次に掲げる業務

イ 法第十九条第一項第三号の規定による貸付金（以下この号及び第四号において「住宅関係貸付金」という。）に係る住宅、災害復興住宅、地すべり等関連住宅又は合理的土地利用耐火建築物等の工事の審査、災害復興住宅の建設又は補修に付随する整地工事の審査及び宅地防災工事の審査

ロ 二（略）

三（略）

四 前項第二号に掲げる法人 住宅関係貸付金に係る住宅、災害復興住宅、地すべり等関連住宅又は合理的土地利用耐火建築物等の建設、購入又は改良に必要な資金の貸付けに係るこれらの構造方法に係る構造計算についての審査

五（略）

問看護事業（次号において単に「指定訪問看護事業」という。）を行う社会福祉法人

二（略）

（業務の委託）

第五条 法第二十条第一項前段に規定する政令で定める法人は、沖繩振興開発金融公庫（以下「公庫」という。）の業務を委託するに必要で、かつ、適切な組織及び能力を有する次に掲げる法人とする。

一 一四（略）

2 法第二十条第一項前段に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる委託を受ける者の区分に応じ当該各号に掲げる業務とする。

一（略）

二 地方公共団体 次に掲げる業務

イ 法第十九条第一項第三号の規定による貸付金（以下この号及び第四号において「住宅関係貸付金」という。）に係る住宅、幼稚園等、関連利便施設、災害復興住宅、地すべり等関連住宅又は合理的土地利用耐火建築物等の工事の審査、土地造成工事の審査、関連公共施設の整備工事の審査、災害復興住宅の建設又は補修に付随する整地工事の審査及び宅地防災工事の審査

ロ 二（略）

三（略）

四 前項第二号に掲げる法人 住宅関係貸付金に係る住宅、幼稚園等、関連利便施設、災害復興住宅、地すべり等関連住宅又は合理的土地利用耐火建築物等の建設、購入又は改良に必要な資金の貸付けに係るこれらの構造方法に係る構造計算についての審査

五（略）

(住宅宅地債券を引き受けることができる者の範囲)

第七条の十六 法第二十七条第四項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 自ら居住するため住宅を必要とする者であつて、第一条の三 第一項第七号に掲げる資金の貸付けを受けることを希望するもの
- (削る)

- 二 自ら居住する住宅の改良を行う者又は区分所有に係る建築物の共用部分の改良を行う当該建築物の区分所有者の団体であつて、第一条の三 第一項第三号に掲げる資金の貸付けを受けることを希望するもの

### 第三章 雑則

(削る)

(内閣総理大臣への権限の委任)

第九条 法第三十三条第一項の規定による公庫又は受託金融機関等(同項に規定する受託金融機関等をいい、第五条第一項に規定する法人を除く。)に対する主務大臣の立入検査の権限のうち公庫の業務に係る損失の危険の管理に係るものは、内閣総理大臣に委

(住宅宅地債券を引き受けることができる者の範囲)

第七条の十六 法第二十七条第四項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 自ら居住するため住宅を必要とする者であつて、第一条の三 第一項第八号に掲げる資金の貸付けを受けることを希望するもの

- 二 第一条の三 第一項第三号に掲げる資金(同号ハに掲げる資金を除く。)又は同項第三号の二に掲げる資金(同項第三号ハに掲げる資金に準ずる資金を除く。)の貸付けに係る土地又は借地権を譲り受けることを希望する者

- 三 自ら居住する住宅の改良を行う者又は区分所有に係る建築物の共用部分の改良を行う当該建築物の区分所有者の団体であつて、第一条の三 第一項第四号に掲げる資金の貸付けを受けることを希望するもの

### 第三章 雑則

(報告及び検査に係る者の範囲)

第九条 法第三十三条第一項に規定する政令で定める者は、第一条の三 第一項第三号の二に掲げる資金につき法第十九条第一項第三号の規定による貸付けを受けた者及び産業労働者住宅資金融通法(昭和二十八年法律第六十三号)第七条第一項の規定による貸付けを受けた者で同項第三号又は第四号の規定に該当するものとする。

(内閣総理大臣への権限の委任)

第九条の二 法第三十三条第一項の規定による公庫又は受託金融機関等(同項に規定する受託金融機関等をいい、第五条第一項に規定する法人を除く。)に対する主務大臣の立入検査の権限のうち公庫の業務に係る損失の危険の管理に係るものは、内閣総理大臣

任する。ただし、主務大臣がその権限を自ら行うことを妨げない。

(財務局長等への権限の委任)

第十條 法第三十三條の二第三項の規定により金融庁長官に委任された権限は、公庫の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長に委任する。ただし、金融庁長官がその権限を自ら行うことを妨げない。

2・3 (略)

(削る)

(削る)

に委任する。ただし、主務大臣がその権限を自ら行うことを妨げない。

(財務局長等への権限の委任)

第九條の三 法第三十三條の二第三項の規定により金融庁長官に委任された権限は、公庫の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長に委任する。ただし、金融庁長官がその権限を自ら行うことを妨げない。

2・3 (略)

(賃借人の選定及び家賃)

第十條 法第三十五條第一項及び第二項に規定する政令で定める資金は、第一条の三第一項第九号に定める資金とする。

2 法第三十五條第一項に規定する政令で定める者は、第一条の三第一項第九号に掲げる者とする。

(譲受人の選定及び譲渡価額)

第十條の二 法第三十五條の二第二項に規定する政令で定める資金でその貸付けを受けた者が法第十九條第一項第三号ニの規定に該当する場合に係るものは、第一条の三第一項第二号イに掲げる資金のうち、住宅の建設に付随して新たに土地又は借地権の取得を必要とする場合における当該土地又は借地権の取得に必要な資金とする。

2 法第三十五條の二第一項に規定する政令で定める資金でその貸付けを受けた者が法第十九條第一項第三号ホの規定に該当する場合に係るものは、第一条の三第一項第三号に定める資金とする。

3 法第三十五條の二第一項に規定する政令で定める事業は、土地区画整理事業又は新住宅市街地開発事業とする。

4 法第三十五條の二第二項に規定する政令で定める土地は、第一条の三第一項第三号ハの委託を受けて造成された土地とする。

(削る)

- 5 | 法第三十五条の二第一項に規定する政令で定める施設は、第一  
条の三第一項第三号イに規定する施設とする。
- 6 | 法第三十五条の二第一項に規定する政令で定める者は、地方公  
共団体、地方住宅供給公社、日本勤労者住宅協会及び地方公共団  
体が財産を提供して設立した法人であつて一般社団法人又は一般  
財団法人であるもの（当該法人が財産を提供して設立した法人で  
あつて一般社団法人又は一般財団法人であるものを含む。）とす  
る。
- 7 | 法第三十五条の二第二項に規定する政令で定める資金は、第一  
項及び第二項に規定する資金とする。
- 8 | 法第三十五条の二第二項に規定する政令で定める者は、第六項  
に規定する者（新住宅市街地開発事業に関し法第十九条第一項第  
三号の規定による貸付けを受けた同号ホに掲げる者を除く。）と  
する。
- (幼稚園等の賃貸等)
- 第十條の三 法第三十五条の三第一項に規定する政令で定める資金  
は、次に掲げる資金とする。
- 一 第一条の三第一項第二号に定める資金のうち、幼稚園等の建  
設に付随して新たに土地若しくは借地権の取得を必要とする場  
合における当該土地若しくは借地権の取得に必要な資金、関連  
利便施設の建設に必要な資金（関連利便施設の建設に付随して  
新たに土地又は借地権を必要とする場合における当該土地又は  
借地権の取得に必要な資金を含む。）又は関連公共施設の整備  
に必要な資金
- 二 第一条の三第一項第三号に定める資金のうち、同号ロに規定  
する主務省令で定める事業により建設される関連利便施設の建  
設に必要な資金（関連利便施設の建設に付随して新たに土地若  
しくは借地権の取得を必要とする場合における当該土地若しく  
は借地権の取得又は土地の造成に必要な資金を含む。）又は当

(削る)

- 2 | 該事業により整備される関連公共施設の整備に必要な資金
  - 2 | 法第三十五条の三第一項に規定する政令で定める事業は、土地  
区画整理事業又は新住宅市街地開発事業とする。
  - 3 | 法第三十五条の三第一項に規定する政令で定める施設並びに同  
条第二項において読み替えて準用する法第三十五条第二項及び第  
三項並びに第三十五条の二第二項に規定する政令で定める施設は  
、関連利便施設又は関連公共施設とする。
  - 4 | 法第三十五条の三第二項において読み替えて準用する法第三十  
五条の二第二項に規定する政令で定める費用は、次に掲げる費用  
とする。
    - 一 | 関連利便施設の建設に付随して新たに土地若しくは借地権の  
取得又は土地の造成を必要とする場合におけるこれらに要する  
費用
    - 二 | 関連公共施設の整備に付随して新たに土地又は借地権の取得  
を必要とする場合におけるこれに要する費用
- (譲受人の選定等についての法の準用)
- 第十條の四 法第三十五条の二第一項の規定は第一条の三第一項第  
三号の二に定める資金につき法第十九条第一項第三号の規定によ  
る貸付けを受けた者について、法第三十五条の三の規定は第一条  
の三第一項第三号の二に定める資金のうち同項第三号ロに規定す  
る主務省令で定める事業に係る関連利便施設の建設に必要な資金  
又は関連公共施設の整備に必要な資金につき法第十九条第一項第  
三号の規定による貸付けを受けた者について、それぞれ準用する。
  - 2 | 前項において準用する法第三十五条の二第一項の基準において  
は、住宅、土地又は借地権の譲受人の選定方法に関し、一定の沖  
縄振興開発金融公庫住宅宅地債券を引き受けた者（その相続人を  
含む。）で、当該住宅、土地又は借地権の譲受けの申込みの際現  
にその沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券の一定割合以上を所有

しているものについて、特別の定めをするものとする。

(法第三十七条第一項の政令で定める者)

第十一条 法第三十七条第一項に規定する政令で定める者は、第一条の三第一項第九号に掲げる者とする。

(主務大臣及び主務省令)

第十二条 この政令において、主務大臣は、内閣総理大臣及び財務大臣とし、主務省令は、内閣府令・財務省令とする。

#### 附 則

(特定の業務に係る区分経理)

第四条 公庫は、当分の間、法第十九条第四項の業務（法附則第四条第一項の規定により承継した本土産米穀資金特別会計に属する権利義務及びこれに係る農林漁業資金融通特別会計に属する権利義務の処理に関する業務に限る。）及び法附則第五条第一項の規定による資金の貸付けに関する業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別勘定を設けてこれを整理しなければならない。

255 (略)

(削る)

(主務大臣及び主務省令)

第十一条 この政令において、主務大臣は、内閣総理大臣及び財務大臣とし、主務省令は、内閣府令・財務省令とする。

#### 附 則

(特定の業務に係る区分経理)

第四条 公庫は、当分の間、法第十九条第三項の業務（法附則第四条第一項の規定により承継した本土産米穀資金特別会計に属する権利義務及びこれに係る農林漁業資金融通特別会計に属する権利義務の処理に関する業務に限る。）及び法附則第五条第一項の規定による資金の貸付けに関する業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別勘定を設けてこれを整理しなければならない。

255 (略)

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）（第四条第一号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（補助金等とする給付金の指定）</p> <p>第二条 法第二条第一項第四号に規定する給付金で政令で定めるものは、次に掲げるもの（第五十八号から第二百五号までにあつては、当該各号に掲げる予算の目又はこれに準ずるものの経費の支出によるもの）とする。</p> <p>一〜二十八 （略）</p> <p>二十九 沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第九十六條第二項に規定する交付金</p> <p>三十〜二百五 （略）</p>	<p>（補助金等とする給付金の指定）</p> <p>第二条 法第二条第一項第四号に規定する給付金で政令で定めるものは、次に掲げるもの（第五十八号から第二百五号までにあつては、当該各号に掲げる予算の目又はこれに準ずるものの経費の支出によるもの）とする。</p> <p>一〜二十八 （略）</p> <p>二十九 沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）<u>第百五</u>條の三第二項に規定する交付金</p> <p>三十〜二百五 （略）</p>

○環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）（第四条第二号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第二条第二項第二号口の政令で定める給付金）            第四条 法第二条第二項第二号口に規定する給付金のうち政令で定めるものは、次に掲げるものとする。            一 沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第九十六条第二項に規定する交付金            二（略）</p>	<p>（法第二条第二項第二号口の政令で定める給付金）            第四条 法第二条第二項第二号口に規定する給付金のうち政令で定めるものは、次に掲げるものとする。            一 沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第一百五条の三第二項に規定する交付金            二（略）</p>

○南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）（第四条第三号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（津波避難対策緊急事業に係る交付金等）            第八条 法第十三条第三項の政令で定める交付金は、次に掲げるものとする。            一 沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第九十六条第二項に規定する交付金            二・三 （略）</p>	<p>（津波避難対策緊急事業に係る交付金等）            第八条 法第十三条第三項の政令で定める交付金は、次に掲げるものとする。            一 沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第一百五十三条第二項に規定する交付金            二・三 （略）</p>

○住宅宅地債券令（昭和三十八年政令第四百四十六号）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（形式及び発行方法）            第一条（略）</p> <p>2 沖繩振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第八十六号）<u>第七条の十六</u>第二号に規定する団体が引き受けるべきものとして発行する住宅宅地債券（以下「区分所有者団体引受住宅宅地債券」という。）は、利札付きとする。</p> <p>3（略）</p>	<p>（形式及び発行方法）            第一条（略）</p> <p>2 沖繩振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第八十六号）<u>第七条の十六</u>第三号に規定する団体が引き受けるべきものとして発行する住宅宅地債券（以下「区分所有者団体引受住宅宅地債券」という。）は、利札付きとする。</p> <p>3（略）</p>

○新住宅市街地開発法施行令（昭和三十八年政令第三百六十五号）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（造成宅地等に関する権利の処分について都道府県知事の承認を受ける必要のない者）</p> <p>第九条 法第三十二條第一項第一号に規定する政令で定める者は、日本勤労者住宅協会とする。</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p>	<p>（造成宅地等に関する権利の処分について都道府県知事の承認を受ける必要のない者）</p> <p>第九条 法第三十二條第一項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 日本勤労者住宅協会</p> <p>二 造成宅地等又は造成宅地等である宅地の上に建築された建築物に関する権利の設定又は移転につき、沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第三十五條第一項又は第三十五條の二第一項の規定の適用を受ける者</p>

○河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（市町村長の施行することができない工事等）            第十条の五 法第十六条の三第一項ただし書の政令で定める河川工            事又は河川の維持は、次の各号のいずれかに該当するものとする            。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第四十一条第一項に規定する指定河川又は沖縄振興特別措置            法（平成十四年法律第十四号）第九十九条第一項に規定する区            間に係る河川工事又は河川の維持</p> <p>三 六 （略）</p>	<p>（市町村長の施行することができない工事等）            第十条の五 法第十六条の三第一項ただし書の政令で定める河川工            事又は河川の維持は、次の各号のいずれかに該当するものとする            。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第四十一条第一項に規定する指定河川又は沖縄振興特別措置            法（平成十四年法律第十四号）<u>第一百七</u>条第一項に規定する区間            に係る河川工事又は河川の維持</p> <p>三 六 （略）</p>

○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百六十二号）（第八条  
関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（職業転換給付金の支給）</p> <p>第一条 職業転換給付金の支給は、次の区分に従い、国及び都道府県が行うものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第十八条第二号及び第五号に掲げる給付金であつて、駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）第二条に規定する駐留軍関係離職者及び沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第七十条第一項の規定による沖繩失業者求職手帳の発給を受けた者に係るもの 国</p> <p>三 （略）</p>	<p>（職業転換給付金の支給）</p> <p>第一条 職業転換給付金の支給は、次の区分に従い、国及び都道府県が行うものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第十八条第二号及び第五号に掲げる給付金であつて、駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）第二条に規定する駐留軍関係離職者及び沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第七十八条第一項の規定による沖繩失業者求職手帳の発給を受けた者に係るもの 国</p> <p>三 （略）</p>

○内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令（昭和四十七年政令第百八十三号）（第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号。以下「法」という。）<u>第四条第三項第十九号の振興開発計画に基づく事業で政令で定めるものは、次のとおりとする。</u></p> <p>一（略）</p> <p>二 治水事業（次に掲げる事業（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける災害復旧事業（以下この号及び第五号イにおいて単に「災害復旧事業」という。）及び災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併して行う新設又は改良に関する事業その他災害復旧事業以外の事業であつて再度災害を防止するため土砂の崩壊その他の危険な状況に対処して特に緊急に施行すべきものを除く。）をいう。）</p> <p>イ（略）</p> <p>ハ 特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）<u>第二条第一項（沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第九十九条第六項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する多目的ダムの建設工事に関する事業</u></p> <p>三十九（略）</p>	<p>第一条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号。以下「法」という。）<u>第四条第三項第十九号の振興開発計画に基づく事業で政令で定めるものは、次のとおりとする。</u></p> <p>一（略）</p> <p>二 治水事業（次に掲げる事業（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける災害復旧事業（以下この号及び第五号イにおいて単に「災害復旧事業」という。）及び災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併して行う新設又は改良に関する事業その他災害復旧事業以外の事業であつて再度災害を防止するため土砂の崩壊その他の危険な状況に対処して特に緊急に施行すべきものを除く。）をいう。）</p> <p>イ（略）</p> <p>ハ 特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）<u>第二条第一項（沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第九十九条第六項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する多目的ダムの建設工事に関する事業</u></p> <p>三十九（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>2 （略）</p> <p>（法第百六条ただし書の政令で定める規定等） 第三十七条 法第百六条ただし書の政令で定める規定は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 一 二十一 （略）</p> <p>二 二十二 沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の規定（同法第九十条第一項第一号に限る。）</p> <p>二十三 三十三 （略）</p>	<p>2 （略）</p> <p>（法第百六条ただし書の政令で定める規定等） 第三十七条 法第百六条ただし書の政令で定める規定は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 一 二十一 （略）</p> <p>二 二十二 沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の規定（同法第八十九条第一項第一号に限る。）</p> <p>二十三 三十三 （略）</p>

○郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）（第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（郵便貯金銀行についての金融機関の信託業務の兼営等に関する法律等の適用関係）</p> <p>第四条 法第二百二十四条第二項に規定する政令で定める法律の規定は、次に掲げる法律の規定とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四及び五 削除</p> <p>六～三十六 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（郵便貯金銀行についての金融機関の信託業務の兼営等に関する法律等の適用関係）</p> <p>第四条 法第二百二十四条第二項に規定する政令で定める法律の規定は、次に掲げる法律の規定とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号） 第十条第六項</p> <p>五 削除</p> <p>六～三十六 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改 正 案	附則 （政策統括官の職務の特例） 第三条（略） 2 政策統括官は、第三条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、命を受けて、それぞれ同表の下欄に掲げる事務を分掌する。	期限 令和十四年三月三十一日	事務 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）の規定による駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。	沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の施行に関すること（同法第九十六条第二項の交付金（同法第九十五条第二項第一号に規定する事業又は事務の実施に要する経費に充てるものに限る。）の交付並びに同法第九十八条第一項、第九十九条第一項及び第一百条第一項の規定による協議に関することを除く。）。
		期限 令和四年三月三十一日	事務 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）の規定による駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。	沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の施行に関すること（同法第一百五條の三第二項の交付金（同法第一百五條の二第二項第一号に規定する事業又は事務の実施に要する経費に充てるものに限る。）の交付並びに同法第一百六条第一項、第一百七条第一項及び第一百八条第一項の規定による協議に関することを除く。）。
現 行	附則 （政策統括官の職務の特例） 第三条（略） 2 政策統括官は、第三条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、命を受けて、それぞれ同表の下欄に掲げる事務を分掌する。	期限 令和四年三月三十一日	事務 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）の規定による駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。	沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の施行に関すること（同法第一百五條の三第二項の交付金（同法第一百五條の二第二項第一号に規定する事業又は事務の実施に要する経費に充てるものに限る。）の交付並びに同法第一百六条第一項、第一百七条第一項及び第一百八条第一項の規定による協議に関することを除く。）。

	(略)
	(略)
<p>2 (略)</p> <p>(沖繩振興局に置かれる参事官の職務の特例)  第十條 沖繩振興局に置かれる参事官は、第三十條各号に掲げる事務のほか、令和十四年三月三十一日までの間、命を受けて、沖繩振興特別措置法第九十八條第一項、第九十九條第一項及び第百條第一項の規定による協議に関する事務を分掌する。</p>	

	(略)
	(略)
<p>2 (略)</p> <p>(沖繩振興局に置かれる参事官の職務の特例)  第十條 沖繩振興局に置かれる参事官は、第三十條各号に掲げる事務のほか、令和四年三月三十一日までの間、命を受けて、沖繩振興特別措置法第百六條第一項、第百七條第一項及び第百八條第一項の規定による協議に関する事務を分掌する。</p>	

改 正 案	現 行
<p>（大臣官房の所掌事務）            第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。            一～三十六（略）            三十七 住宅融資保険に関する事            三十八～四十七（略）            （政策金融課の所掌事務）            第十九条 政策金融課は、次に掲げる事務をつかさどる。            一～五（略）            六 住宅融資保険に関する事            七（略）</p>	<p>（大臣官房の所掌事務）            第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。            一～三十六（略）            三十七 産業労働者住宅資金の融通及び住宅融資保険に関する事            と。            三十八～四十七（略）            （政策金融課の所掌事務）            第十九条 政策金融課は、次に掲げる事務をつかさどる。            一～五（略）            六 産業労働者住宅資金の融通及び住宅融資保険に関する事            七（略）</p>

改 正 案	<p>10 159 附 則 (略)</p> <p>(地方協力局地域社会協力総括課の所掌事務の特例)</p> <p>10 地方協力局地域社会協力総括課は、第四十二条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>期間</p> <p>令和十四年三月三十一日までの間</p>	<p>事務</p> <p>沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号。以下「駐留軍用地跡地利用特別措置法」という。）第八条第七項の規定による措置のうち、道路に係るものに関する事。</p>
		(略)	(略)
現 行	<p>10 159 附 則 (略)</p> <p>(地方協力局地域社会協力総括課の所掌事務の特例)</p> <p>10 地方協力局地域社会協力総括課は、第四十二条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>期間</p> <p>令和四年三月三十一日までの間</p>	<p>事務</p> <p>沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号。以下「駐留軍用地跡地利用特別措置法」という。）第八条第七項の規定による措置のうち、道路に係るものに関する事。</p>
		(略)	(略)
<p>11 (地方協力局沖縄協力課の所掌事務の特例)</p> <p>地方協力局沖縄協力課は、第四十五条各号に掲げる事務のほか、令和十四年三月三十一日までの間、駐留軍用地跡地利用特別措置法第八条の規定による返還実施計画の策定及び駐留軍用地跡地利用特別措置法第十九条の規定による駐留軍用地の返還について見通しの通知に関する事務をつかさどる。</p>		<p>11 (地方協力局沖縄協力課の所掌事務の特例)</p> <p>地方協力局沖縄協力課は、第四十五条各号に掲げる事務のほか、令和四年三月三十一日までの間、駐留軍用地跡地利用特別措置法第八条の規定による返還実施計画の策定及び駐留軍用地跡地利用特別措置法第十九条の規定による駐留軍用地の返還について見通しの通知に関する事務をつかさどる。</p>	

12 (地方協力局環境政策課の所掌事務の特例)  
 地方協力局環境政策課は、第四十六条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

(略)	令和十四年三月三十一日までの間	期間	事務
(略)	駐留軍用地跡地利用特別措置法第八条第七項の規定による措置に関すること(地域社会協力総括課の所掌に属するものを除く。)		

13  
 \ 15  
 (略)

12 (地方協力局環境政策課の所掌事務の特例)  
 地方協力局環境政策課は、第四十六条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

(略)	令和四年三月三十一日までの間	期間	事務
(略)	駐留軍用地跡地利用特別措置法第八条第七項の規定による措置に関すること(地域社会協力総括課の所掌に属するものを除く。)		

13  
 \ 15  
 (略)

○沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百三十六号）（附則第二項関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>附 則            第三条 新令第十九条第二項の規定は、この政令の施行の日以後に同条第一項の規定により事業認定の効力が失われた場合について適用する。            （削る）</p>
<p>現 行</p>	<p>附 則            第三条 新令第十九条第二項の規定は、この政令の施行の日（次条において「施行日」という。）以後に新令第十九条第一項の規定により事業認定の効力が失われた場合について適用する。            第四条 新令第二十三条第二項の規定は、施行日以後に同条第一項の規定により新令第二十二條第一項に規定する特別事業認定の効力が失われた場合について適用する。</p>